

(別紙)

子育てワンストップサービス接続に関する  
サービス仕様書（プラン②）

日本郵便株式会社

## 目次

1 サービスの概要 .....	2
2 サービスの範囲 .....	2
2.1 申請データダウンロード .....	2
2.2 署名検証 .....	2
2.3 印刷・配送 .....	2
3 サービスの詳細 .....	2
3.1 申請データダウンロードの詳細 .....	2
(1) ダウンロード方法 .....	2
(2) 事前準備 .....	2
3.2 署名検証の詳細 .....	2
(1) 署名検証方法 .....	2
(2) 署名検証結果 .....	2
3.3 印刷・発送の詳細 .....	3
(1) 印刷対象 .....	3
(2) 印刷方法 .....	3
(3) 封入 .....	3
(4) 発送 .....	3
(5) その他 .....	3
4 サービス運用スケジュール等 .....	3
4.1 運用可能スケジュール .....	3
4.2 印刷・発送スケジュール .....	3
4.3 報告 .....	3

## 1 サービスの概要

平成29年7月から開始される「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等」が実現する子育てワンストップサービス（以下「ワンストップサービス」といいます。）の導入に向けて、子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン（平成28年12月22日付子育てワンストップサービス推進チーム発出）の7ページに記載のある接続パターンのうち、Dパターンに対応する民間送達事業者による接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

## 2 サービスの範囲

### 2.1 申請データダウンロード

マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能のプラットフォーム（以下「サービス検索等」といいます。）から本サービスを利用する地方公共団体（以下「利用者」といいます。）宛の申請ZIPファイルをダウンロードします。

### 2.2 署名検証

申請データに付された電子署名の検証をします。

### 2.3 印刷・配送

申請データに含まれる申請書ファイル、添付書類及び受付番号ごとの明細（受付番号、手続名称及び署名検証結果）を印刷した後、利用者が指定する送付先宛に発送します。

## 3 サービスの詳細

### 3.1 申請データダウンロードの詳細

#### (1) ダウンロード方法

民間送達事業者アカウントにおいてサービス検索等にアクセスし、利用者宛の申請データをダウンロードします。

#### (2) 事前準備

利用者は、当社が利用者宛の申請データをダウンロードできるようあらかじめ調整します。

### 3.2 署名検証の詳細

#### (1) 署名検証方法

申請ZIPファイルのハッシュ値、電子署名及び電子署名証明書を署名検証システムに対して送信し、署名検証を要求します。署名検証システムは認証局（地方公共団体情報システム機構）から受領した証明書失効リストと照合する方式による署名用電子証明書の有効性確認と申請データに関する改ざん有無の検出を行います。

#### (2) 署名検証結果

署名検証システムから署名検証結果（署名用電子証明書の有効性及び申請ZIPファイルに関する改ざん有無）を受信します。

### 3.3 印刷・発送の詳細

#### (1) 印刷対象

印刷対象は申請データのうち、申請書ファイル（PDF）及び添付書類とします。

#### (2) 印刷方法

①印刷は、片面印刷、A4 サイズ、白黒とします。ただし、利用者が両面印刷を希望する場合はこの限りではありません。

②印刷対象が印刷可能範囲を超えた場合には、そのまま印刷することとし、その印刷代金については利用者にご負担いただきます。

#### (3) 封入

原則受付番号ごとに封入しますが、同一発送先とするものが複数存在する場合には、同封の上、角 2 封筒に封入します。同一発送先の印刷対象が大量に発生した場合には、同一発送先とする複数の封筒へ封入します。

なお、印刷対象以外に納品書として、受付番号ごとの明細（受付番号、手続名称及び署名検証結果）を同封します。

#### (4) 発送

①事前に発送先を発送先マスタ（当社所定の様式）にてご登録いただきます。

なお、発送先に変更があった場合は都度、配送先（数）変更申請書とともに更新した発送先マスタをご提出いただきます。

②前項で封入後、角 2 封筒に発送先マスタに登録された発送先を印字の上、簡易書留として郵便局へ差出します。

なお、郵送に関しては郵便約款に準じます。

#### (5) その他

以下の事由により印刷ができない場合は、都度利用者に処理方法を確認します。

①申請 ZIP ファイルをダウンロードできない場合

②ダウンロードした申請 ZIP ファイルを解凍できない場合

③解凍した申請 ZIP ファイルの申請ファイル又は添付ファイルが開けない場合

④申請 ZIP ファイル内の印刷対象が印刷できないフォーマットの場合

## 4 サービス運用スケジュール

### 4.1 運用可能スケジュール

祝日、振替休日その他国民の祝日にに関する法律に定める休日を除く、毎週月曜日から金曜日（以下「営業日」といいます。）までとします。ただし、計画メンテナンスを除きます。

### 4.2 印刷・発送スケジュール

申請データのダウンロード日から起算して、3 営業日以内に印刷・発送します。

### 4.3 報告

毎月、その月の印刷数及び発送数を翌月の第 5 営業日までに利用者に報告します

# 子育てワンストップサービス対応に関するサービス約款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 日本郵便株式会社（以下「提供者」という。）は、子育てワンストップサービスへの対応に関するサービス約款（以下「本約款」という。）を定め、これにより子育てワンストップサービスの支援サービス（以下「本サービス」という。）を提供する。

- 2 本サービスには、LGWAN-ASP を用いて Proxy サービス及び署名検証サービスを提供する LGWAN-ASP サービス（以下「プラン①」という。）、LGWAN-ASP を用いずに提供する紙媒体提供サービス（以下「プラン②」という。）及び LGWAN-ASP を用いて Proxy サービス（申請データの受取以外の用途に限定されたもの）のみを提供する LGWAN-ASP サービス（以下「プラン③」という。）があり、提供者が本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に提供するサービスは利用契約により定めるものとする。
- 3 提供者は、プラン①に関し、本約款及び「（別紙）子育てワンストップサービス接続に関するサービス仕様書（プラン①）」（以下「仕様書（プラン①）」といふ。）に基づきサービスを提供し、プラン②に関し、本約款及び「（別紙）子育てワンストップサービス接続に関するサービス仕様書（プラン②）」（以下「仕様書（プラン②）」といふ。）に基づきサービスを提供し、プラン③に関し、本約款及び「（別紙）子育てワンストップサービス接続に関するサービス仕様書（プラン③）」（以下「仕様書（プラン③）」といふ。）に基づきサービスを提供する。
- 4 利用者は、本サービスの利用に際し、本約款の内容を確認するものとし、本サービスへの申込みにより、本約款に同意したものとする。

### (定義)

第2条 本約款において、使用される用語の定義は以下のとおりとする。なお、各サービスの内容及び範囲は本約款のほか、仕様書で定める内容によるものとする。

用語	用語の意味
利用契約	本約款第6条の定めに従い成立する利用者と提供者の間の本サービスの提供に関する契約（本約款及び仕様書の内容並びにこれらが書面により変更された場合における変更後の内容を含む）
仕様書	本サービスの内容を定めるため、提供者が利用者に交付する仕様書（プラン①）、仕様書（プラン②）及び仕様書（プラン③） なお、仕様書は利用契約の一部をなすものとする。
初期設定費	サービスの利用環境を準備するための設定作業費用
利用者	提供者と利用契約を締結し、本サービスを利用する者
利用者設備	本サービスを利用するため利用者が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア
本サービス用設備	本サービスを提供するに当たり、提供者が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア
通信用回線	本サービスを提供するための通信回線 利用者－提供者間：LGWAN回線 提供者－ワンストップサービス間：VPN回線
アカウント情報等	利用者が本サービスを利用するに当たり、利用者とその他の者を識別するために用いられる英字、数字などによる符号（ユーザーID、パスワード等）

### (本サービスの種類と内容)

第3条 本サービスの内容は仕様書で定めるものとし、以下の事項、その他のサービスに関わる事項は、本約款において明示的に記載されている場合を除き、利用者へ提供されないものとする。

- (1)利用者設備の通信設備に関する問い合わせ対応及び障害対応

- (2)利用者設備のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ対応並びに障害対応
  - (3)磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、用紙その他の消耗品の供給
- 2 利用者は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。
- (1)第32条1項に掲げる場合を含め、本サービスには、提供者に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2)提供者に起因しない本サービスの不具合については、提供者は一切その責を免れること
  - (3)本サービスのうちプラン①及びプラン③はLGWAN回線を経由して非独占的に利用者へ提供されるサービスであり、利用者設備の性能又は本サービス用設備などの利用状況などにより本サービスの品質が変化しうるものであること。なお、仕様書に別段の定めがある場合はこの限りではない。
  - (4)利用者の施設内に設置されている利用者の端末から本サービスを利用可能とすること。  
なお、利用者の施設外からの本サービスの利用については、提供者及び利用者の協議の上、対応するものとすること
  - (5)本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとすること
- 3 利用者は、本約款に基づいて、本サービスを使用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。
- 4 本サービスのうちプラン①及びプラン③は、株式会社両備システムズ（以下「委託先」という。）のLGWAN-ASPサービスとして提供されるものとする。
- 5 委託先は、委託先が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。
- 6 利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、利用者が自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、提供者はデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。

#### （通知）

- 第4条 提供者から利用者への通知の方法は、特に定めのない限り、以下の方法によって行う（以下「通知」という。）。
- (1) 提供者又は利用者が届け出たメールアドレスに宛てた電子メールによる送付
  - (2) 提供者又は利用者が届け出た連絡先に宛てた郵送又はFAXによる送信
  - (3) その他ホームページ等に対する掲載など提供者が適当と認める方法
- 2 提供者から利用者に対して行う通知は、前項に定める電子メール又は書面（FAXを含む）の発信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。
- 3 別途定める場合を除き、提供者又は利用者からの通知に使用する言語及び提供者が本サービスの提供に伴い使用する言語は日本語とする。

#### （本約款の変更）

- 第5条 本約款は、提供者が定期的に見直しを行い変更できるものとする。本約款の変更の効力発生日以降は、既に締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとし、利用者はこれを承諾するものとする。その際には、本約款の改訂版を改訂履歴とともに通知するものとする。
- 2 利用者は、提供者の通知した変更の効力発生日までに提供者に書面にて通知することにより、利用契約を解約することができ、この場合利用契約は当該変更の効力発生日の前日をもって終了するものとする。

## 第2章 契約の締結等

#### （利用申込み及び契約の成立）

- 第6条 本サービス利用の申込みについては、利用者は提供者が定める申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、提供者が定める手続に従い提供者に提出するものとする。この場合において、利用者は、提供者が必要と認めたときは、提供者が指定する資料を併せて提出するものとする。
- 2 本サービスの利用契約は、前項に定める方法により利用者が提供者へ申込書を提出し、提供者が定める承諾書（以下「承諾書」という。）により、提供者が利用者に対して承諾を通知したときに成立するものとする。
- 3 提供者は提供者が定める手続に基づき、申込みに対する審査を行う。審査の結果、以下の各号のいずれかに該当する場合、申込みの一部又は全部を承諾しない場合がある。  
なお、提供者は申込みを承諾しない理由を開示する義務を負わないものとする。

- (1) 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合
  - (2) 本サービスの提供に当たり、提供者の業務上又は技術上の問題が生じる若しくは生じるおそれのある場合
  - (3) 過去に提供者との取引で利用者の契約違反等がある場合
  - (4) 利用者が法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせるおそれがある場合
  - (5) 利用者が次のいずれかに該当すると提供者が判断した場合、その他利用者が反社会的勢力との関係があると提供者が判断したとき
    - ①暴力団及び準構成員
    - ②暴力団関係企業
    - ③総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
  - (6) 利用者が金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
  - (7) 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みにつき、法定代理人、後見人、補助人、保佐人等の契約締結に必要な同意を得ていないとき
  - (8) 利用者が日本国内に居住していない場合
  - (9) その他提供者が不適当と判断した場合
- 4 申込みをした場合、委託先が作成・配布する実績表に利用者の氏名が記載されることを承諾したものとする。

#### (契約の取消)

第7条 利用者は、本サービスの提供開始日までに利用契約の一部又は全部の申込みを取り消した場合、提供者が定める初期設定費相当額を提供者が定める期日までに支払うものとする。

#### (契約事項の変更)

- 第8条 利用者は、申込書その他提供者に提出した書類の記載事項、アカウント情報等に変更があったときは、提供者の定める方法により、速やかに提供者に届け出るものとする。
- 2 提供者は、利用者が前項の通知を怠ったことにより、提供者からの通知の不到達を事由として損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとし、利用者の通知が遅れたことにより提供者から利用者に対する通知が不着又は延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとする。

#### (利用期間)

第9条 本サービスの利用期間は、承諾書に記載の期間とする。

2 本サービスの最低利用期間は、原則として1年間とする。ただし、2017年度に限り、最低利用期間を利用開始から2018年3月31日とすることができる。

#### (契約期間)

第10条 (削除)

#### (利用料金)

- 第11条 本サービスの利用料金は、あらかじめ見積書等により利用者に示し、承諾書に記載する提供者が定める額（以下「利用料金」という。）によるものとする。
- 2 本サービスの利用料金は、毎月1日を起算日として、当該月の末日までの間を請求単位として計算する。
- 3 本サービスの利用料金は、本サービスの提供を開始した日（以下「利用開始日」という。）の属する月から発生するものとする。利用開始日の属する月が30日に満たない場合であっても、利用者は利用開始日が属する月分の利用料を提供者に支払うものとし、利用日数に応じた日割計算は行わないものとする。
- 4 契約期間において、第22条に定める本サービスの中止、第23条に定める本サービスの停止、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、利用者は契約期間中の利用料の支払を要するものとする。
- 5 最低利用期間中に利用契約の一部若しくは全部の解約又は利用休止があった場合、利用者は、提供者が定める期日までに、未払の利用料金に加え、最低利用期間の残余の期間に応じた利用料金に相当する額を一括して提供者に支払うものとする。
- 6 利用者は、利用契約に基づく利用料その他の支払に当たり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等相当額をあわせて提供者に支払うものとする。  
なお、振込手数料は利用者が負担するものとする。

#### (利用料の支払)

- 第12条 提供者は、本サービス等の利用があった月の翌月末日までに、利用者に対し、書面により利用料の支払を請求するものとし、利用者は、当該書面を受領した月の翌月の末日（同日が金融機関休業日に当たる場合にあっては、同日の直前の金融機関営業日）までに、提供者の指定する銀行口座に送金する方法で利用料を支払うものとする。この場合において、送金に要する手数料は、利用者が負担するものとする。
- 2 利用者は、前項に規定する期限までに利用料を支払わなかった場合には、当該期限の最終日の翌日から起算して支払をする日の前日までの日数に応じ、未払額に対して年14.6%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で算出した額を、遅延利息として提供者に支払うものとする。ただし、利用料の支払遅延が天災地変その他やむを得ない理由によるものであるときは、当該理由の継続する期間は当該日数に含めないものとする。
- 3 前項の延滞利息の額が100円未満である場合には、利用者はその支払を要さない。
- 4 延滞利息は、原則として、利用者が延滞利息の対象となる利用料を支払った直後に支払義務が発生する利用料と合わせて支払うものとする。

#### (利用者による契約の解約及び違約金)

- 第13条 提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者はいつでもこの利用契約を解約することができる。
- (1)契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2)正当な理由がなく期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (3)その他契約条項に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により契約を解約した場合において、提供者に損害があつても、利用者はその補償の責めを負わない。
- 3 利用者は、本条第1項以外の理由により本サービスの利用を解約しようとするときは、解約希望日の45日前までに提供者が定める解約依頼書（以下「解約依頼書」という。）に必要事項を記入し、相手方に申し出るものとする。
- 4 本サービスの利用契約の解約は、前項に定める方法により利用者が提供者へ解約依頼書を提出し、解約承諾書により、利用者に対して承諾したときに成立するものとする。
- 5 本条第1項以外の理由により最低利用期間中に前項の定めにより本サービスの解約が成立した場合、利用者は、提供者が定める期日までに、未払の利用料金に加え、最低利用期間の残余の期間に応じた利用料金に相当する額を違約金として一括して提供者に支払うものとする。
- 6 本サービスの利用が解約されたときは、提供者は当該業務の履行に用いた全ての支給用品、貸与品、資料等を速やかに返還しなければならない。

#### (提供者による契約の解約及び違約金)

- 第14条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、提供者はいつでも利用者へ通知してこの利用契約を解約することができる。
- (1)利用者の責めに帰する理由により、本サービスを提供することができないとき。
- (2)本サービスの利用料等の支払が滞ったとき。
- (3)提供者への通知内容等に虚偽記入又は記入漏れがあったことが判明したとき。
- 2 前項の規定により契約を解約した場合において、利用者に損害があつても、提供者はその補償の責めを負わない。
- 3 第1項の定めにより本サービスが解約となった場合、利用者は提供者が定める期日までに、未払いの利用料金に加え、最低利用期間中はその残余の期間に応じた利用料金に相当する額を違約金として一括して提供者に支払うものとする。

#### (契約終了に伴う措置)

- 第15条 利用者は、利用契約終了後は本サービスを利用することはできない。提供者は、利用契約の終了日をもって、利用者への本サービスの提供を終了する。また、本サービス利用の際に登録されていたデータ等についても消去することがある。
- 2 利用契約の終了に伴う前項の措置による損害について、提供者は一切責任を負わないものとする。

### 第3章 利用者の義務、権利

#### (利用者の義務)

第16条 プラン①及びプラン③による本サービスの利用における利用者の義務は次のとおりとする。

- (1)利用者は、本サービスを利用するに当たって、提供者が別に示す操作マニュアルに従い本サービスを適切に使用しなければならない。
- (2)利用者は、提供者が本サービスを提供する上で必要とする利用者の業務資料（以下「業務資料」という。）を提供者に無償で貸与するものとする。
- (3)利用者は、本サービスの利用中に本サービスの不具合を発見した場合、速やかに提供者に通知するものとする。
- (4)利用者は、本サービスの利用に支障を来たさないように、利用者における通信用回線（LGWAN）及び利用機器、電源を正常に稼動するように維持するものとする。

#### (禁止事項)

第17条 利用者は次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)提供者若しくは第三者の著作権・商標権その他の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
  - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (3)第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4)提供者若しくは第三者のプライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (5)提供者若しくは第三者を誹謗中傷、侮辱し、性別、民族、人権等に対する差別を助長し、提供者若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
  - (6)詐欺、規制薬物の濫用、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、わいせつ、児童ポルノ、児童虐待、賭博、その他の犯罪若しくは違法行為を助長又は誘因するおそれのある行為
  - (7)人を自殺に誘因又は勧誘する行為
  - (8)社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる行為
  - (9)有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報を送信又は掲載する行為
  - (10)第三者の通信若しくは本サービスの利用に支障を与える方法若しくは態様において本サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為
  - (11)ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及びそのおそれのある情報を送信する行為、他者のメールの受信を妨害する行為又は第三者から配信を請け負った情報を送信する行為
  - (12)提供者が本サービスを提供するに当たり用いる設備等、提供者又は第三者が管理するサーバ設備等に不正にアクセスする行為
  - (13)提供者若しくは第三者の設備等若しくはサーバ設備若しくは電子通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (14)プラン③において、提供者の許諾なく、本サービスから申請データをダウンロードする行為
  - (15)本サービスの運営、提供者の営業を妨げる行為又はそのおそれがある行為
  - (16)第三者になりすまして本サービスの提供を受ける行為
  - (17)公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
  - (18)法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
  - (19)その他、提供者が本サービスの利用者として不適切と判断される行為
- 2 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに提供者に通知するものとする。
- 3 提供者は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合は、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部若しくは一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。ただし、提供者は、利用者の行為又は利用者が提供若しくは伝送する情報（データ、コンテンツを含む）を監視する義務を負うものではないものとする。

#### (アカウントの管理責任等)

第18条 利用者がプラン①及びプラン③による本サービスの利用に際し必要となるアカウン

ト情報等は、利用者が提供者所定のアカウント連絡票（以下「アカウント連絡票」という。）に必要事項を記入し、提供者所定の手続に従い提供者に提出するものとする。利用者は、これを利用者の責任と費用負担で管理し、利用者及びその従業員以外の第三者に開示・提供しないものとする。

- 2 提供者の責に帰すべき事由によりアカウント情報等の漏えい、若しくは使用上の誤りにより利用者又は第三者に損害が生じても、提供者は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者は、前項により提供者に損害を与えた場合、これによって生じた一切の損害を提供者に賠償する責を負うものとする。

#### （自己責任の原則）

第19条 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、又は第三者からクレームなどの請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレームなどの請求を行う場合においても同様とする。

- 2 本サービスを利用して利用者が提供又は伝送する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、提供者はその内容などについていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとする。
- 3 利用者は、自己の責に帰すべき事由により提供者に損害を与えた場合、提供者に対して、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

#### （監査）

第20条 利用者及び提供者は、本サービスの管理、運営状況を把握するため、相手方に対して必要に応じて監査を行うことができる。

### 第4章 提供者の義務、権利

#### （提供者の義務）

第21条 本サービスの提供における提供者の義務は次のとおりとする。

- (1) 提供者は、本サービスの提供に当たり、善良な管理者の注意を持って遂行しなければならない。
- (2) 提供者は業務資料、業務情報、データ等について、利用者から提供又は貸与を受けた場合、善良な管理者の注意を持って管理し、委託先、委託先の再委託先若しくは委託先の関連会社を除いて、第三者に開示、提供しないものとする。
- (3) 提供者は、利用者から貸与を受けた業務資料について、本サービスの利用終了等により不用となった際は利用者に返還しなければならない。
- (4) 提供者は、本サービスの提供に不具合が生じた場合、速やかに利用者に連絡し、仕様書に定めた手順に従い委託先をして迅速に対応させなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、提供者又は委託先は自己の判断で対応措置をとることができるものとし、事後に利用者に報告するものとする。

#### （本サービスの中止）

第22条 提供者は次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知若しくは利用者の承諾を要することなく、一定の期間、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができる。

- (1) 天災地変等その他非常事態の発生により本サービスの提供を中止する場合
  - (2) 本サービスを提供するための設備等の故障により保守を行う場合
  - (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (4) その他提供者又は委託先がやむを得ないと認める事由がある場合
- 2 提供者は次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知を行った上で本サービスの全部又は一部の提供を中断することができる。
    - (1) 本サービスを提供するための設備等の定期メンテナンスを行う場合
    - (2) 運用上必要なシステムの更新又はセキュリティ対策などを含め、メンテナンスを行う場合
    - (3) その他本サービス用設備及び運用上必要なシステム等の保守、移設、交換等の工事のために必要な場合
  - 3 提供者は前二項により本サービスの全部若しくは一部の提供を中断したことに関して、利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。
  - 4 提供者は本条1項及び2項により本サービスの全部又は一部の提供を中断した場合、本サ

ービスの再開時期について利用者へ通知するものとする。

(本サービスの提供の停止)

第23条 提供者は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の催告もしくは通知を行うことなく、当該利用者に対する本サービスの一部又は全部の提供を停止することができる。

- (1)利用者が利用料金の支払を遅滞した場合
- (2)利用者の行為若しくは不作為により、提供者の設備等に支障が生じ、又はそのおそれがあるなど、提供者の業務の遂行に支障が生じると提供者が認めた場合
- (3)申込書の記載事項又は記載事項の変更届出事項に虚偽の記載がされたことが判明した場合
- (4)利用者が第14条1項各号、第17条1項各号の定めを遵守しない場合、その他利用契約に違反した場合

2 提供者は前項により本サービスの一部若しくは全部の提供を停止したことに関して、利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(本サービスの変更と廃止等)

第24条 提供者は、本サービスの内容を変更若しくは廃止することができるものとし、緊急を要する場合を除き、利用者に事前に変更内容又は廃止について通知を行うものとする。

2 提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部若しくは一部を廃止するものとし、各号の定める日をもって利用契約の全部又は一部を終了するものとする。

- (1)廃止日の30日前までに利用者に通知した場合、提供者が通知した廃止日。
- (2)天災地変等その他非常事態の発生により、提供者が本サービスを提供できないと判断した日。

3 前項に基づき、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、提供者は、既に支払われている利用料金等のうち、本サービスの廃止日の属する月の翌月以降の利用料金を利用者に返還するものとする。

4 本サービスの内容の変更若しくは廃止により、利用料金に変更が生じる場合、提供者は事前に利用者に変更後の利用料金を通知し、本サービスの変更又は廃止日の属する月の翌月以降の利用料金に適用するものとする。

5 本サービスの変更若しくは廃止により生じた利用者の損害又は不利益について、提供者は一切責任を負わないものとする。

(事故等の報告)

第25条 提供者は、本サービスの遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったとき、又は予見したときは、その事故発生の帰責事由を問わず、直ちにその旨を利用者に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく利用者へ報告をしなければならない。

2 提供者は、前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又は毀損によるものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。

## 第5章 個人情報、秘密情報、知的財産権の取り扱い

(個人情報の保護)

第26条 提供者は、利用契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持等)

第27条 利用者及び提供者は、本サービスの利用に関連して、知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の秘密情報を事前に相手方の書面による承諾を得ずに、第三者に漏えいしてはならないものとする。ただし、提供者は、委託先又は委託業務を再委託する第三者に対しては、当該秘密情報を当該第三者に開示することが出来るものとするが、この場合、提供者は当該第三者に対して、本条の秘密保護義務と同様の義務を負わせるものとする。

2 提供者は、利用者があらかじめ書面により承諾した場合を除き、業務資料、本サービスの履行過程において得た利用者の業務情報の記録（以下「業務情報」という。）、データ等を、本サービスの提供目的以外に使用し、又は第三者に閲覧、複写、譲渡等により提供してはならない。

3 提供者は、業務資料、業務情報、データ等を、滅失、改ざん又は破損してはならない。

4 提供者は、利用者の指示により、業務資料、業務情報、データ等を廃棄するときは、第三

者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分の上、処分結果を利用者に報告しなければならない。

(データ等の帰属)

第28条 本サービスを利用する上で利用者が使用する申請データ、利用者のアカウント情報等（以下「申請データ等」という。）の所有権は、利用者に帰属する。

2 提供者は、利用契約が終了、若しくは解約された場合、又は利用者の指示がある場合は、利用者の所有についての全ての申請データ等を速やかに返還しなければならない。ただし、提供者が本サービス用設備等に保管していない申請データ等については対象外とする。

(知的財産権等)

第29条 仕様書に記載のサービスのうち、委託先が自ら開発したLGWAN-Proxyサービス、利用者認証サービス、署名検証サービスに関する知的財産権を含む全ての権利は、委託先に帰属するものとする。

## 第6章 雜則

(法令の遵守)

第30条 提供者は、関係法令及び関係規定を遵守しなければならない。

2 提供者は、本サービスに従事する者に対して、前項の法令及び規定を遵守させるために必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第31条 提供者が、本契約の履行に関し、その責に帰する事由により、利用者が本サービスを全く利用できない（以下「利用不能」という）ために利用者に現実に発生した通常の損害に限り、提供者は損害賠償の責を負うものとする。ただし、逸失利益は含まないものとする。

2 提供者は、利用者が本サービスを利用不能となったことを提供者が知った時刻から起算して、24時間以上利用不能な状態が継続した場合に限り、損害賠償の責を負うものとする。

3 提供者が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の責任限度額は、以下の各号とする。

(1)利用不能が生じた月の前月末日から起算して、過去12か月間の平均利用月額

(2)前号において1か月以上ではあるが12か月に満たない場合には、当該期間（1か月未満は切捨て）の平均利用月額

(3)前各号に該当しない場合には、利用不能の生じた日までの平均利用日額に30を乗じた額

4 提供者が負担する責任はその原因が提供者の故意又は重大過失による場合を除き、契約期間における前項によって算出された金額を上限とする。ただし、プラン②における配送途上に関して生じた損害については郵便約款に準ずるものとする。

(免責)

第32条 本サービス又は利用契約に関して提供者が負う責任は、理由のいかんを問わず前条の範囲に限られるものとし、提供者は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず賠償の責任を負わないものとする。

(1)第13条1項に基づく契約の解約

(2)第14条に基づく契約の解約

(3)第17条に利用者が違反したことに起因して発生した損害

(4)第22条に基づく本サービスの中止

(5)第23条に基づく本サービスの提供の停止

(6)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(7)委託先が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

(8)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(9)設備の障害及び本サービスにおける接続回線サービスの不具合、その他の接続環境の障害

(10)不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウィルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害

- (11) 提供者が定める手順・セキュリティ手段などを利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (12) 電気通信事業者（提供者を除く）が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (13) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（令状による差押え・捜索・検証）の規定、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
  - (14) 本サービスの提供に伴い利用者及び提供者間において授受される物品に関し、提供者の責に帰すべからざる事由により紛失などの事故が発生したことに起因する損害
  - (15) その他提供者の責に帰すべからざる事由
- 2 提供者は、利用者が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第33条 利用者及び提供者は、本サービスの提供により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとする。ただし、あらかじめ書面により利用者及び提供者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（管轄裁判所）

第34条 本サービスの利用に関し、訴訟の必要が生じた場合には、提供者の所在地を管轄する東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第35条 本約款に定めのない事項又は本約款に疑義が生じた場合は、必要に応じて、利用者・提供者双方協議して定めるものとする。

附 則

（実施期日）

第1条 この約款は、2017年6月1日から実施する。

附 則（2017年12月4日デジ第180号）

この改正規定は、2017年12月25日から実施する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 提供者は、本サービスの提供により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

### (従業員への周知)

第3 提供者は、その従業員に対し、在職中及び退職後においても本サービスの提供により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

### (再委託)

第4 提供者は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の提供者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

### (収集の制限)

第5 提供者は、本サービスの提供による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外使用等の禁止)

第6 提供者は、利用者の指示又は承諾がある場合を除き、本サービスの提供による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引渡してはならない。

### (複写等の禁止)

第7 提供者は、利用者の指示又は承諾があるときを除き、本サービスの提供による事務を処理するために利用者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (適正な管理)

第8 提供者は、本サービスの提供に関する事務による個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (資料等の返還等)

第9 提供者は、本サービスの提供に関する事務を処理するために利用者から貸与され、若しくは提供者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本サービスの提供終了後直ちに利用者に返還、若しくは引渡し、又は破棄するものとする。ただし、利用者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (事故発生時における報告)

第10 提供者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。本サービスの提供が終了し、又は解約された後においても同様とする。

### (立入検査)

第11 利用者は、提供者が事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、事前に協議の上、立入検査をすることができる。ただし、立入検査に必要な経費は利用者が負担するものとする。

(契約の解約及び損害賠償)

第12 利用者は、提供者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解約及び損害賠償の請求をすることができるものとする。